

5つの柱ごとの主な事業

2. 子どものすこやかな成長のために

次代を担う子どもたちが、健全な環境のもとで、社会の一員として尊ばれ、親が子育てに喜びや楽しみが感じられるよう、子育て支援の推進をはじめ、子どもと家庭に関する施策を推進します。

新しく取り組む主な事業

- 駅前保育の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 虐待防止の取り組み強化

今後も拡充する主な事業

- 乳幼児保育
- 延長保育
- 中・高校生対象事業の拡充



4. 障害者の自立と生活の安定のために

障害があっても人として尊重され、「あたり前の生活」ができる地域社会づくりを進めるため、障害者が自立した生活を送れるよう区は支援していきます。就労や社会参加の機会を確保し、生活の質の向上が図られるよう、区民の皆さんと協働して福祉社会を築いていきます。

新しく取り組む主な事業

- 重度知的障害者のための生活ホームの整備・運営支援
- 身体障害者ケアホームの整備・運営支援
- 自立生活体験施設の確保

今後も拡充する主な事業

- 重度身体障害者通所施設の整備
- 民営通所施設への助成
- 障害者雇用支援センターへの支援の充実



1. みんなの健康を確保するために

生涯を通じた健康づくりを推進していくために、ライフステージに応じた施策を展開します。結核やエイズ等の感染症、環境公害保健、精神保健福祉といった個別重要課題に適切に対応していきます。

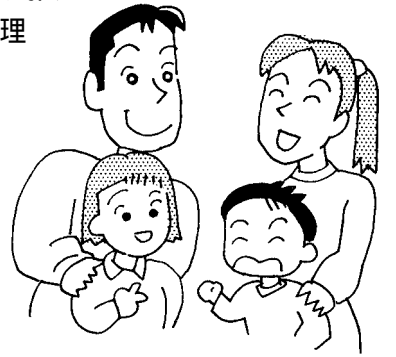
また、食中毒、感染症の集団・広域発生などに的確に対応できる健康危機管理体制を充実します。

新しく取り組む主な事業

- 健康づくりグループのネットワーク推進
- 感染症発生時の防疫体制、危機管理体制の強化
- 分煙化の推進

今後も拡充する主な事業

- 健康情報の提供・相談の充実
- 健康づくりの場と機会の確保
- 結核に関する正しい知識の啓発



3. 高齢者がゆたかに、より自立して生きるために

高齢者がいつまでも住みなれた地域で自立した生活を続けることができるよう、自立支援の基本理念に立って、介護保険サービスだけでなく、要介護状態を予防し、生活の質の向上を図る施策を総合的に推進します。

新しく取り組む主な事業

- 痴呆性グループホームの整備
- 健康学習の充実

今後も拡充する主な事業

- デイサービスの充実
- 緊急通報システム事業等のサービスの充実
- 訪問介護(ホームヘルプサービス)の充実



5. 地域に「共に生きる」福祉基盤を育てるために

だれもが住みなれた地域で必要なサービスを主体的に選択できるように、情報の提供や相談機能を充実させ、利用者保護の仕組みを整備します。

また、サービスの質の向上、福祉を支える人材の確保・育成を図ります。さらに、すべての区民が安心して暮らせる福祉のまちづくり(バリアフリー化)をすすめていきます。

新しく取り組む主な事業

- 適切な苦情処理の仕組みづくり
- 自己決定が困難な区民のための権利擁護と自立支援
- 「災害弱者」を支援するネットワークシステムの構築

今後も拡充する主な事業

- 情報提供の充実
- 福祉人材掘り起こしの推進
- 福祉のまちづくり支援事業の整備



「保健・福祉計画素案」は、区役所二階の区政資料室、図書館、出張所、区民センター、福祉事務所、保健センターなどで閲覧できます。

区政資料室では、一冊400円で販売しています。(貸出用もあります。)

問い合わせは、厚生部管理課へ。

介護保険事業計画素案

〈計画期間における人口推計等〉

区分	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)
総人口	512,807人	512,373人	511,528人	510,339人	508,787人
第二号被保険者 (40歳以上 65歳未満)	160,123人	159,648人	159,543人	160,174人	161,255人
第一号被保険者 (65歳以上)	85,144人	87,020人	88,698人	89,835人	90,780人
〈高齢化率〉	16.6%	17.0%	17.3%	17.6%	17.8%
要介護者等の数	10,919人	11,245人	11,562人	11,834人	12,071人
〈出現率〉	12.82%	12.92%	13.03%	13.17%	13.30%
居宅サービス	8,286人	8,461人	8,628人	8,764人	8,869人
施設サービス	2,633人	2,784人	2,934人	3,070人	3,202人

- 注1：各年度の人口数は、平成8年から平成11年までの住民基本台帳による人口数及び外国人登録されている人口数を用いて推計したものである。
- 2：「要介護者等の数」は、高齢者実態調査結果による出現率をもとに推計したものである。
- 3：「施設サービス」の人数には、介護保険法施行法第13条第6号の規定による旧措置入所者（5年間の経過措置対象者）を含んでいる。

杉並区介護保険事業計画は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込み量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、区における介護保険事業運営のもととなる計画です。

策定にあたって

高齢者実態調査

計画の基礎資料を得るために昨年7月から9月にかけて、「高齢者実態調査」を行いました。

この調査では、三種類の調査（高齢者一般調査、要介護高齢者調査、施設入所者調査）を行い、区内の高齢者や介護を必要とする状態にある方等に、日常生活動作や痴呆の状態、介護に関する意識やサービスの利用意向などを伺いました。

調査の結果は、「杉並区介護保険制度のための高齢者実態調査調査結果報告書」（平成11年3月発行、区政情報課にて一部六〇〇円で頒布）に詳しく載っています。

介護保険事業懇談会

介護保険法では、事業計画を作成する時はあらかじめ策定委員会などを設置し、被保険者である区民に意見を聞くこととされています。

そこで区では、被保険者等の意見を反映させるため「杉並区介護保険事業懇談会」を設置しました。懇談会には学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、区議会議員、公募による区民の合計一九名の委員で構成され、区の介護保険事業のあり方や計画にかかると重要な事項について検討しています。

区の高齢化等の現状と計画期間における人口推計等

区の高齢化等の現状

杉並区における総人口は、昭和50年をピークに減少または横ばい傾向にあるのに対して、65歳以上の高齢者人口は年々増え続けています。平成11年1月1日時点の住民基本台帳による高齢者人口は、八万二〇九

画にかかると重要な事項について検討しています。

今年2月、懇談会から区長に「介護保険事業計画のあり方（中間報告）」区民の期待に応える介護保険事業の構築を「」が提出されました。介護保険事業計画素案はこの中間報告を踏まえて策定しています。

三人、総人口に占める割合は16.2%となっています。

また、平成10年度の「介護保険制度のための高齢者実態調査」実施時点における被保険者の基礎数値は、第一号被保険者となる65歳以上の人口が八万五〇九人、第二号被保険者となる40歳以上65歳未満の人口が一六万二〇〇三人となっています。

基本理念

高齢者の自立支援

区の介護保険事業の基本理念は、「高齢者の自立支援」です。

区の介護保険事業の基本理念は「寝たきりなどの予防に力を入れる」と

果から推計した要介護等と認定される第一号被保険者の数は一万一〇三人であり、65歳以上の人口に対する割合が12.6%となっています。

ともに、介護を要する状態になっても高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい自立した生活が送れるような生活の質の維持・向上を目指した支援を行っていくこと」です。

区は、「高齢者の自立支援」を基本理念において、介護保険事業を進めていきます。

「杉並らしさ」を生かした介護保険事業

被保険者である区民一人ひとりが、本人にとって最も適した介護サービスを受けることができるように、杉並区の介護サービス基盤の整備状況を踏まえた上で、杉並独自の要介護度別サービスモデルを作成し、被保険者や居宅介護支援事業者等に提供します。



区と区民及び事業者の役割分担

区民

自分自身の健康を日ごろから適切に管理するとともに、健康を損なった場合でも、その悪化を防ぐ努力を行う。
それぞれの生活領域でのつながりやを大切に、地域における支え合いの基盤を強くしていく。

事業者

介護サービスの提供に際し、各事業者がどのようなサービスを、どのような理念で行っているか、また、サービス供給体制がどの程度であるかなどの事業者情報を、自ら積極的に公開しなければならぬ。

区

事業者として

「公」でなければ難しい分野にかかわっていくことを基本とし、かつその程度について明らかにして、区民の安心感を高める。
事業を行うに当たっては、民間事業者に対する範となるように、良質かつ効率的なサービスの提供に心がけていく。

保険者として

被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護認定、保険給付などの事務を的確かつ効率的に執行する。
保険財政の均衡を図りながら制度の安定的運営をする。
良質なサービスを提供可能な民間事業者等の参入を促進する。
民間事業者等の競争によるサービスの向上を待つだけでなく、指導・助言や情報提供などを的確に行い、良質なサービスを確保することに努める。

区が取り組むべき課題

1. サービス基盤整備の推進
利用者が必要な時に必要なサービスを十分に受けられるためには、十分なサービス基盤が整備されていることが前提です。この計画で定められたサービス確保策の推進に努めます。

2. ケアマネジメントの充実
一人ひとりに的確なサービスを提供するためには、「本人、家族の相談に応じて、個々のニーズを的確に把握し、総合的、効果的なサービスを継続的に受けられるようにする活動」＝「ケアマネジメント」を充実させることが欠かせません。ケアマネジメントは、区と民間事業者で行っていくこととなりますが、区は、区民の生活に責任を持

つべき立場として介護保険事業内外の各種施策を総合的かつ的確に提供していく「公的ケアマネジメント」の機能を十分に発揮していきます。

3. 被保険者の権利の保護
区は、法定の苦情処理、不服申し立て手続きが円滑に行われるよう、認定審査会情報、業者情報等の各種資料の情報管理に留意することはもちろん、被保険者の相談・苦情等に的確に対応できるように、区内外の関係機関との連携の強化、職員研修の充実に努めていきます。

また、(仮称)介護保険運営協議会に対する苦情事例の報告等を行うことなどにより、被保険者の意見を処理体制に反映させる取り組みも行います。

また、(仮称)介護保険運営協議会に対する苦情事例の報告等を行うことなどにより、被保険者の意見を処理体制に反映させる取り組みも行います。

また、(仮称)介護保険運営協議会に対する苦情事例の報告等を行うことなどにより、被保険者の意見を処理体制に反映させる取り組みも行います。

4. 地域の相互扶助機能を高める施策の推進
誰もが住み慣れた地域で、いつまでも家族や友人とともに暮らし続けることができるためには、地域の介護力を高め、高齢者の生活を地域全体で支えていく必要があります。

そのためには、地域の自主グループやNPO団体等に対する活動支援、住宅の整備や介護保険事業に含まれない日常生活を支援するためのサービスの充実、趣味や学習、スポーツなど、生きがいの充足のための条件整備も欠かせません。

6. 効率的な執行体制の確立
被保険者が真に必要な介護サービスを的確に提供していくためには、保険事業の安定的な運営が欠かせません。

5. 健康の保持増進
生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、日頃から区民自身

そのために、「最小の経費で最大の効果」を上げることができるよう、区の介護保険事業にかかわる既存組織の不断の見直しを行うなど、効率的な執行体制の確立に努めていきます。



以上は、介護保険事業計画の総論です。次面では各サービスの確保策等についてお知らせします。

1、主な介護給付等対象サービスの確保のための方策

各サービスの確保策

訪問介護(ホームヘルプサービス)

今後、一人ぐらしの高齢者の増加や家族の負担軽減の必要性などから、深夜や早朝にサービスを行う身体介護型の需要が増えてくると考えられるので、事業の実施について事業者に働きかけを行います。

また、区内のボランティアグループに対して、基準該当事業者としてサービスが提供できるように支援していきます。

訪問看護・訪問リハビリテーション
医師会の協力を得ながら、事業参加や事業拡大について働きかけを行います。



居宅療養管理指導

医師会、歯科医師会および薬剤師会の協力を得ながら、事業参加の働きかけを行います。

通所介護(デイサービス) 多様な事業参加を促進するため、民間事業者の参加を誘導を促します。また、区立小・中学校の余剰教室を活用したデイサービス

センター五力所を平成11年度と平成12年度に整備する予定です。今後も、区有施設の利用状況を把握しながら、整備をすすめていきます。

通所リハビリテーション
介護老人保健施設や病院などが事業主体となるため、事業主体に対し、事業拡大や事業実施について働きかけを行います。



短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームに併設されるのが一般的であるため、区内に特別養護老人ホームが建設される場合には、確実に整備されるように求めていきます。

短期入所療養介護

区内や近隣区市にある介護



〈表1-サービスの供給見込みと目標量〉

サービス名	12年度供給見込み	サービスの目標量				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
○居宅介護サービス						
①訪問介護(回/週)	19,057.85	18,287.49	19,053.45	19,749.37	20,368.08	20,886.84
供給率(%)		100	100	100	100	100
基盤整備率(%)		52.32	54.16	55.94	57.65	59.27
②訪問入浴介護(回/週)	759.23	77.77	79.93	81.28	81.84	81.50
供給率(%)		100	100	100	100	100
基盤整備率(%)		44.37	47.28	50.18	53.09	56.00
③訪問看護(回/週)	1,120.19	1,120.19	1,995.22	2,924.97	3,898.68	4,901.06
供給率(%)		26.04	44.53	63.02	81.51	100
基盤整備率(%)		13.18	23.37	34.21	45.67	57.70
④訪問リハビリテーション(回/週)	116.79	116.79	207.18	299.89	392.49	481.89
供給率(%)		25.73	44.30	62.87	81.43	100
基盤整備率(%)		11.42	20.94	31.55	43.23	56.00
⑤通所介護又は通所リハビリテーション(回/週)	4,064.30	4,064.30	5,431.22	6,851.82	8,314.18	9,801.31
供給率(%)		45.32	58.99	72.66	86.33	100
基盤整備率(%)		32.71	42.61	52.54	62.49	72.47
⑥短期入所生活介護又は短期入所療養介護(週/6カ月)	5,408.10	5,408.10	6,888.01	8,385.99	9,889.98	11,382.52
供給率(%)		49.34	62.01	74.67	87.34	100
基盤整備率(%)		30.83	38.90	47.04	55.26	63.57
⑦居宅療養管理指導(回/月)	未推計	3,599.27	3,941.24	4,289.77	4,632.56	4,966.52
利用率(%)		43.44	46.58	49.72	52.86	56.00
⑧痴呆対応型共同生活介護(床)	6.00	6.00	6.00	14.00	14.00	14.00
供給率(%)		14.55	14.08	13.24	12.38	11.60
基盤整備率(%)		1.17	1.26	2.87	2.81	2.76
⑨特定施設入所者生活介護(床)	67.00	67.00	77.00	87.00	97.00	107.00
⑩福祉用具貸与(件)	未推計	7,286.53	7,427.34	7,552.69	7,657.90	7,735.91
○居宅介護サービス計画(利用者数)	未推計	8,285.62	8,461.24	8,627.86	8,763.82	8,868.78
○福祉用具購入				未推計		
○住宅改修				未推計		
○特別給付				未推計		
○施設介護サービス						
①介護老人福祉施設(人)	1,258.00	1,258.00	1,348.57	1,438.25	1,518.97	1,597.30
うち経過措置対象者数		98.46	76.58	54.70	32.82	10.94
②介護老人保健施設(人)	275.00	275.00	335.55	395.62	450.87	504.83
③介護療養型医療施設	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00

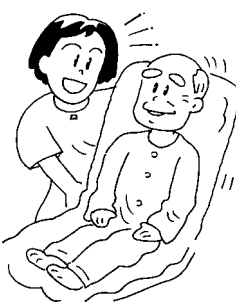
〈表2-介護保険事業費の見込み〉

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
施設サービス費用	120億円	125億円	131億円
居宅サービス費用	69億円	82億円	96億円
計	189億円	207億円	227億円

注1: 国のワークシートに基づき算出した事業費の見込みであり、今後、介護報酬や支給限度額等が決まった段階で変動する。
注2: 事業費の見込みには、介護報酬の地域加算、第2号被保険者にかかる介護費用、特別給付にかかる費用等を加算していない。

2、介護保険の事業費の見込み

保険料算定の基礎となる平成12年度から平成14年度までの事業費の見込みは、表2のとおりです。



ける供給量の見込みは、表1のとおりですが、今後さらに見直しを行います。

介護給付等対象サービスの種類ごとの目標量

平成16年度時点で利用希望率に対する供給率が100%となるように、目標量を

特別給付(おむつの支給) 要介護等認定者で常時おむつを必要とする高齢者に対し、おむつを保険給付します。

主なサービスの平成12年度供給見込み
現時点(11年8月)にお

を表1のとおり設定しました。

この目標量は国のワークシートに基づき算出したもので、今後、供給見込量や居宅介護サービスの標準サービス事例の変更等により、目標量の見直しがあります。

3、介護保険事業者間の連携の確保に関する事項 その他介護給付等対象サービスの円滑な提供 を図るための事業に関する事項

民間事業者間の連携体制とその支援

連携体制が確保されていることは、サービス提供機関相互の連絡調整(ケアカンファレンス)を円滑に行うためにも不可欠です。

そこで区は、事業者連絡会を定期的に開催したり、インターネットホームページによる各種情報の提供等を行うことにより、事業者間の連携体制の強化を支援します。

ケア24、さんあい公社、区社会福祉協議会に対する支援と調整

ケア24(在宅介護支援センター)の公的ケアマネジメント

4、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために区が必要と認める事項

保健福祉事業

保健福祉事業は、介護者等への支援事業および要介護状態になることを予防することを目的として、区が条例で規定し、実施する事業です。

区では、保健福祉事業として、高額介護費用等貸付事業を行います。

介護サービスの質の向上
良質なサービスを確保するためには、福祉人材の養

ト機関の中核として、相談、申請受付、要介護認定調査の一部を行うとともに、居宅介護支援事業者として、介護サービス計画作成の事務を行います。

さんあい公社

これまで多様な福祉サービスを提供してきましたが、介護保険制度実施後は指定居宅介護支援事業者および指定訪問介護事業者として、介護サービス計画作成事業および訪問介護事業を行う予定です。

社会福祉協議会

福祉に係る長年の経験や活動実績を有するので、高齢者の権利擁護という視点から、適切な体制を整備することが期待されます。

また、区から委託されて

いる高齢者が在宅サービスセンターについて、今まで以上に良質なサービスを利用者に提供するとともに、将来的には民間事業者への移行も視野に入れ、できる限り効率的な事業運営に努めることが求められています。

地域の関係団体との連携体制

区は、各団体代表者の(仮称)介護保険運営協議会への参加、関係団体連絡会の開催等を通じて、情報提供を積極的に行うとともに関係団体の意見を聴き、事業に反映させることで、相互の信頼関係のもと、連携体制を確立させます。

成が重要です。また、民間事業者の競争によるサービスの向上を待つだけでなく、指導・助言や情報提供などを的確に行い、良質なサービスを確保していきま

居宅介護支援事業者(介護支援専門員)の質の向上

介護支援専門員は、サービス提供の要であり、専門的な知識や技術が求められます。

報提供以外に、介護支援専門員個々の知識や技術の向上のため、区独自の研修やガイドブックの発行等を行うていきます。

居宅サービス事業者等の質の向上

在宅の各種サービスを提供する際には、福祉人材の確保が重要です。

担と連携を踏まえた協働関係が確立されるような配慮、また、利用者本位の考え方、職業への高い倫理性や個人のプライバシーを尊重したカリキュラム等に心がける必要があります。

事業者連絡会は、区と事業者、事業者相互の連携の強化、苦情処理の対応など、サービスの質の向上を目的として今後も引き続き開催し、指導・助言や情報提供などに努めます。

相談

高齢者に対する相談は、区役所、在宅介護支援センターなどの窓口を始め、民生・児童委員、まちかど介護相談薬局など、多くのチャンネルで対応しています。今後、区は、それぞれのチャンネルの果たすべき役割を一層重視しつつ、連携を強化し、高齢者の相談により適切に対応していくことが必要です。

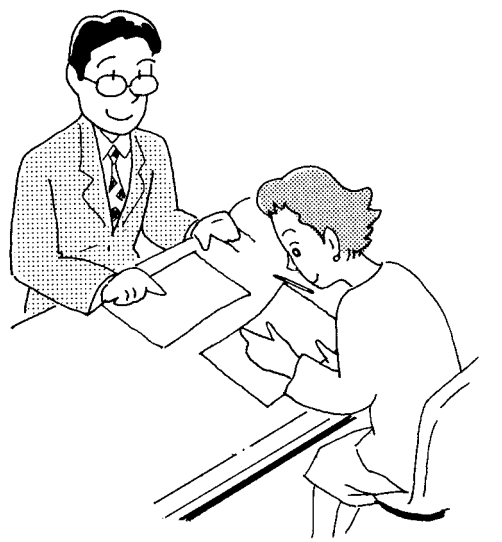
在宅介護支援センター

介護保険制度を始めとする高齢者福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行うことにより、在宅要介護高齢者の自立支援と要介護状態の予防や悪化防止に努めます。特に、申請や相談行為に至ることが困難な高齢者に対しては、必要なサービスや施策を活用できるように専門的に援助してまいります。

民生・児童委員

介護保険制度施行後は高齢者福祉、地域福祉の推進のため一層重要な役割を担うこととなり、高齢者の

相談コーナー



日々の生活に密着したきめ細かな相談援助活動の推進が期待されています。

まちかど介護相談薬局

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯にとつて、買い物途中などに気軽に立ち寄って相談ができる身近な場所であるので、今後、区の保健福祉サービスの紹介などの情報提供に重要な役割を果たしていくことが期待されています。

情報提供

窓口等で直接口頭により説明することが、最もわかりやすく基本になります。が、より広く区民に情報を提供する手段としては、図示等で内容をわかりやすく説明したパンフレット、リーフレット、ガイドブックなどの作成が有効です。また、インターネットホームページを開設します。

事業者の行う情報提供も重要です。

介護保険制度開始後は、利用者が自分で必要なサービスを選択し、直接サービス提供事業者と契約を行います。契約の前には、十分な説明などの情報提供が

なされている必要があります。

また、サービス利用中において、提供されているサービスに係る情報提供に努めることで、トラブルの予防やトラブル発生時の適切な対応に資することとなります。

広報体制

介護保険制度において、常に最新の情報提供を行うことが重要です。ホームページ、パンフレット等の更新、維持管理を定期的に行うとともに、窓口や第一線機関の職員、民間サービス事業者が的確に相談対応ができるように支援するため、保健・福祉・介護サービス情報等の提供を随時行います。さらに、利用者に対して、契約上知っておくべきことを伝えることが重要であり、サービス利用の際に参考となる「利用者ガイドブック」を作成します。

です。それらを通じて区民の声を制度に反映させていただきます。

苦情処理

介護保険制度に係る苦情処理の仕組みとしては、審査請求など、法定されていますが、区民に最も身近な存在であり、保険者でもある区が、まず対応することが必要です。しかし、サービスに対する苦情など、区だけで対応することの難しいものについては、ケアプランを作成した介護支援専門員や事業者等による対応も必要になります。

そこで、各相談窓口等と地域にある様々な福祉関係機関や消費者保護の専門機関が一体となつて解決にあたるのができるように、連携体制の確立に努めます。

各相談窓口や相談機関

各相談窓口や相談機関、事業者などが苦情や意見を的確に把握するとともに、その原因や問題点を明らかにし、これらを集約したものを(仮称)介護保険運営協議会に報告し、第三者の立場からさらに分析を加え、苦情の再発防止等の予防対策を講じていきます。

区内部での関係部門との連携体制

「高齢者の自立支援」のためには、介護保険事業のほか、各種サービスが総合的に提供されることが欠かせません。区の高齢者に関わりを持つすべての部門の連携を強化し、高齢者が安心していつまでも暮らし続けることのできるまちを構築してまいります。

〈表1—申請受付窓口〉

受付窓口	住所・電話番号
ケア24阿佐谷 (河北総合病院内)	阿佐谷北1-7-3 ☎3339-1588
ケア24荻窪 (保健医療センター内)	荻窪5-20-1 ☎3391-0888
ケア24上井草 (特別養護老人ホーム上井草園内)	上井草3-33-10 ☎3396-0024
ケア24高井戸 (浴風会ケアハウス内)	高井戸西1-12-1 ☎3334-2495
ケア24西荻 (西荻窪診療所内)	西荻南4-2-7 ☎3333-4668
ケア24堀ノ内 (老人保健施設ウエルファー内)	堀ノ内1-6-6 ☎5305-7328
ケア24和田 (老人保健施設グレイス内)	和田1-40-15 ☎3380-0024
東福祉事務所 高齢者介護係	和田2-7-7 ☎3381-0111
西福祉事務所 高齢者介護係	天沼3-30-40 ☎3398-9104
南福祉事務所 高齢者介護係	高井戸東4-10-26 ☎3332-7221
介護支援課高齢者介護係 (杉並区役所東棟1階)	阿佐谷南1-15-1 ☎3312-2111

表3—特定疾病一覧

⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
変形を伴う変形性関節症	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	慢性閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患	閉塞性動脈硬化症	パーキンソン病	脳血管疾患	糖尿病性網膜症	糖尿病性神経障害	糖尿病性腎症	糖尿病性神経障害	脊髄小脳変性症	脊髄管狭窄症	脊髄管狭窄症	脊髄管狭窄症

介護保険制度が始まるまでと半年となりまして、制度開始と同時に、被保険者の方々にサービスの提供が行われるよう、10月1日から区内一カ所(表1)で、要介護認定の申請受付を行っています。お近くの窓口をご利用ください。

要介護認定は、介護保険のサービスを利用するために必要な手続きです。現在、区の福祉サービスや介護サービスを利用されている方も、改めてこの申請を行ってください。申請をしないと12年4月からサービスが利用できなくなることがあります。

要介護認定の申請が10月1日から始まりまして

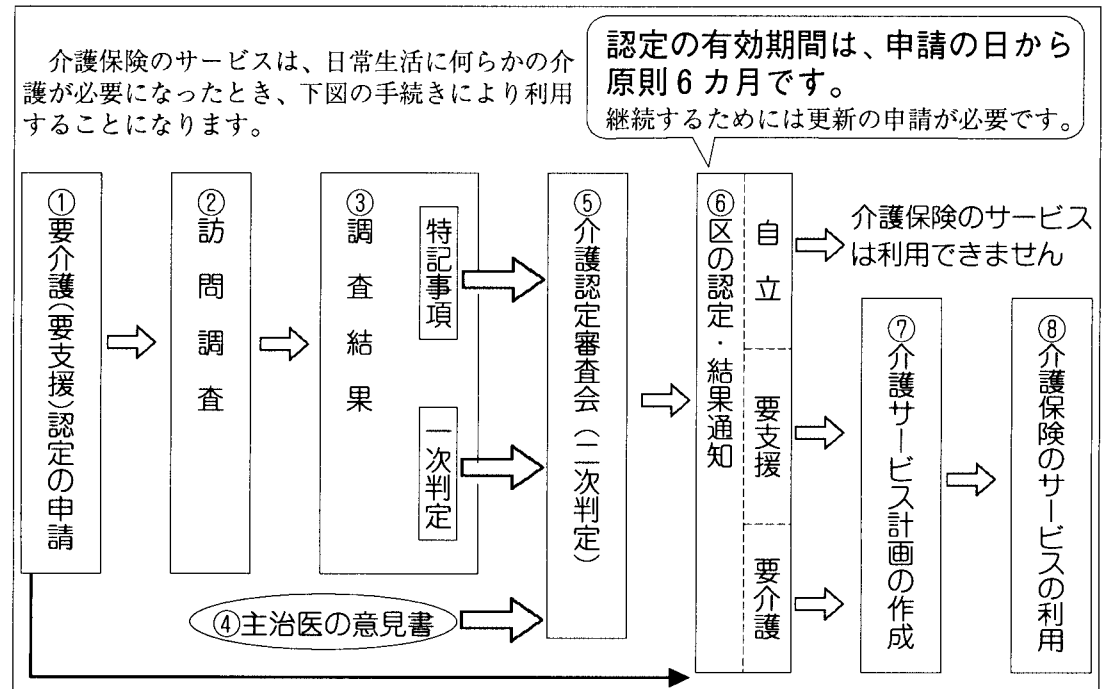
現在介護サービスを利用している方も忘れずに申請してください

での流れは次のようになります。(表2)

申請に必要なもの
第一号被保険者(65歳以上の方)
「介護保険被保険者該当のお知らせ」(9月末に送付)

かかっている医療機関名や主治医名がわかるもの(診察券、レシートなど)
第二号被保険者(40歳以上65歳未満の方)で一五特定疾病(表3)に該当される方
医療保険の被保険者証
かかっている医療機関名や主治医名がわかるもの(診察券、レシートなど)

〈表2—介護が必要になったら(利用のしくみ)〉



介護保険事業計画素案住民説明会を行います

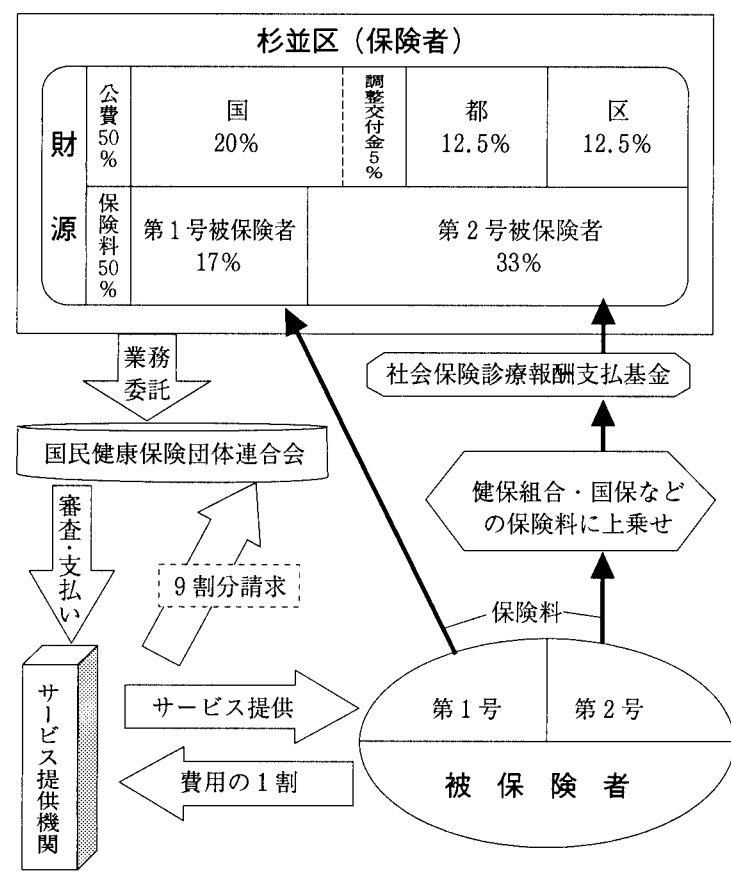
日時	場所	相談窓口	備考
10月2日(土) 午後2時から	高円寺地域区民センター (梅里1-22-32 ☎3317-6611)	有	要約筆記
10月3日(日) 午後2時から	永福和泉地域区民センター (和泉3-8-18 ☎5300-9411)	有	
	久我山会館 (久我山3-23-20 ☎3333-3436)	有	
10月5日(火) 午後2時から	荻窪地域区民センター (荻窪2-34-20 ☎3398-9125)	なし	
	井草地域区民センター (下井草5-7-22 ☎3301-7720)	なし	
10月11日(祝) 午後2時から	勤労福祉会館 (桃井4-3-2 ☎3301-0811)	有	要約筆記 手話通訳
10月14日(木) 午後7時から	阿佐谷地域区民センター (阿佐谷南1-47-17 ☎3314-7211)	有	
	高井戸地域区民センター (高井戸東3-7-5 ☎3331-7841)	有	要約筆記
10月16日(土) 午後2時から	高円寺会館 (高円寺北2-1-2 ☎3338-2150)	有	
10月23日(土) 午後2時から	方南会館 (和泉4-42-5 ☎3311-4201)	有	
	西荻地域区民センター (桃井4-3-2 ☎3301-0811)	有	
10月24日(日) 午後2時から	産業商工会館 (阿佐谷南3-2-19 ☎3393-1501)	有	
10月27日(水) 午後7時から	高円寺地域区民センター (梅里1-22-32 ☎3317-6611)	有	
10月30日(土) 午後2時から	浜田山会館 (浜田山1-36-3 ☎3302-4555)	有	
11月3日(祝) 午後2時から	杉並公会堂 (上荻1-23-15 ☎3398-1956)	有	要約筆記 手話通訳

この事業計画素案の内容について、左表のとおり説明会を開催します。多くの区民の皆様にご理解いただき、より良い介護保険事業計画を策定していきたいと考えています。

また、土曜・日曜・祝日・夜間の説明会場では、介護保険に関する相談窓口を開設しますのでご利用ください。

出席を希望される方は、直接会場へお越しください。お車での来場はご遠慮願います。

〈介護保険のあらまし〉



- ・制度の運営主体は、杉並区です。
- ・介護保険に加入するのは、40歳以上の区民です。
- ・保険は、税金などの公費と皆さんの保険料で運営します。
- ・サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。お近くの窓口申請してください。
- ・サービスを利用したときは、原則として1割の自己負担があります。